

平成28年度 新発田市立東豊小学校いじめ防止基本方針

新発田市立東豊小学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- いじめの未然防止及びいじめの早期発見・即時対応に努める。
- いじめを受けた児童に寄り添い、心のケアを最優先する。
- 学校関係職員全員が、いじめ防止に向け共通認識をもち、いじめに関わる情報を共有しながら対応にあたる。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

いじめ・不登校対策委員会

委員会メンバー 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・生活指導副主任
養護教諭・特別支援コーディネーター、当該学級担任
学年主任

(2) 日常的にいじめ問題など、生徒指導上の課題に関して対応する組織

生活指導委員会

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市教育委員会所属のSSW、教育相談員

(4) 組織の役割

- ①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口（担任、教頭、生活指導主任）
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議の実施、いじめ情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

①いじめ防止に向けた基礎的指導内容

指導内容として、次の点を確実に押さえておく。

- ・いじめの定義（何がいじめにあたるのかについて理解）
- ・いじめを起こさないための対応（未然防止の観点で）
- ・いじめを発見したときの対応（早期発見・即時対応の観点で）

②年間指導計画（東豊小いじめ防止プログラムを参照）

(2) 教育相談体制

- ①1 学期中に校内で全学級担任が、当該学級児童全員を対象に教育相談を実施する。
- ②Q-U アンケート実施後に、学級担任が学級内の気になる児童を対象に教育相談を行う。
- ③いじめが疑われる児童に対しては、学級担任が迅速に教育相談を行う。
- ④教育相談後は、相談内容を教頭・教務主任・生活指導主任などに報告し、その後の対応としてスクールカウンセラーやSSWの活用を図り、いじめ・不登校対策委員会を開く。また、職員朝会や子どもを語る会の場で、全教職員で情報を共有し、全教職員による支援体制を整える。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

①ささいな変化に気付くために

- ・ 出席をとる際は、一人一人の顔を見て声を聞く、学級日記などの記述に注目する、保健室の様子を聞くなど今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを意識的に行い、積極的に情報を収集し、早期発見に努める。
- ・ 普段の子ども達の様子を把握するために生活アンケートやQ-Uアンケートの活用や個人面談を行う。
- ・ 保護者・地域の方に協力を仰ぎ、家庭での様子や通学路の様子を把握する。

②気付いた情報を確実に共有するために

- ・ 生活指導委員会で把握した内容を職員朝会や子どもを語る会などの場で報告したり、新たな情報はなにかを訪ねたりする。
- ・ 校内運営委員会の場で、各学年主任が学年の現状について報告し、その場で報告された内容を各学年部員に伝達する。

③速やかに対応するために

- ・ これまでに事実確認した内容をいじめ・不登校対策委員会や生活指導委員会が把握し、問題の解消に向け対応を吟味する。場合によっては、市教委外部機関及び所轄警察署に相談し、対処する。

4 校内研修

校内研修に関する年間計画

- | | |
|-----|--------------------------|
| 4月 | いじめ未然防止のための「分かる授業づくり」研修会 |
| 5月 | 小中連携生徒指導連絡会 |
| 6月 | いじめ未然防止のための「絆づくり」実践 |
| 7月 | 校内いじめアンケートの集計・分析報告会 |
| 8月 | いじめを含む人権教育研修会 |
| 10月 | いじめ見逃しゼロに向けた実践 |
| 2月 | チェックリスト結果の集計・分析報告会 |

5 いじめ防止に向けた取組の評価

「学校評価」のPDCAサイクルにいじめ防止の取組の項目を設け、評価していく。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

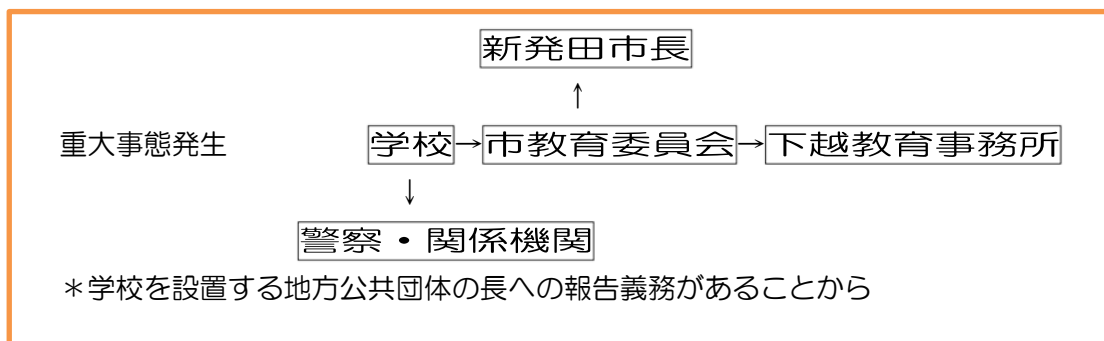
- ・ いじめの実態に関する調査結果などを、便りを通じて公表する。
- ・ いじめ見逃しゼロ集会や人権教育・同和教育、道徳授業への参加の喚起
- ・ いじめの相談・通報の窓口として、担任、教頭、生活指導主任があたることを、年度始めの生活指導便りで保護者に伝える。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品などに重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）

(2) 重大事態の報告



(3) 調査の主体について

- ①学校が主体となっていく場合
 - ・基本的には当校の児童が関係しているいじめ事案には、学校が主体となって調査を行う。
- ②市教育委員会が主体となっていく場合
 - ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断されたとき。
 - ・学校の教育活動に支障を来すとき。

(4) 調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査は、「いじめ・不登校対策委員会」が行う。
- ・いじめ・不登校対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・いじめ・不登校対策委員会の構成については、公正性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない市教育委員会 SSW に参加してもらう。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに複数の教職員で調査する。
- 不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う。
- 「事実を明確にする」ために
 - ・いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような形態があったか」「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問調査、聞き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援などをする。

○いじめられた児童生徒から聞き取り調査が不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめがいつ
- ・誰から
- ・どのような形態で行われた
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供することを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期などについて市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。